

寄居町一般廃棄物処理基本計画

生活排水処理基本計画

(概要版)

令和8年度～令和23年度

令和8年3月

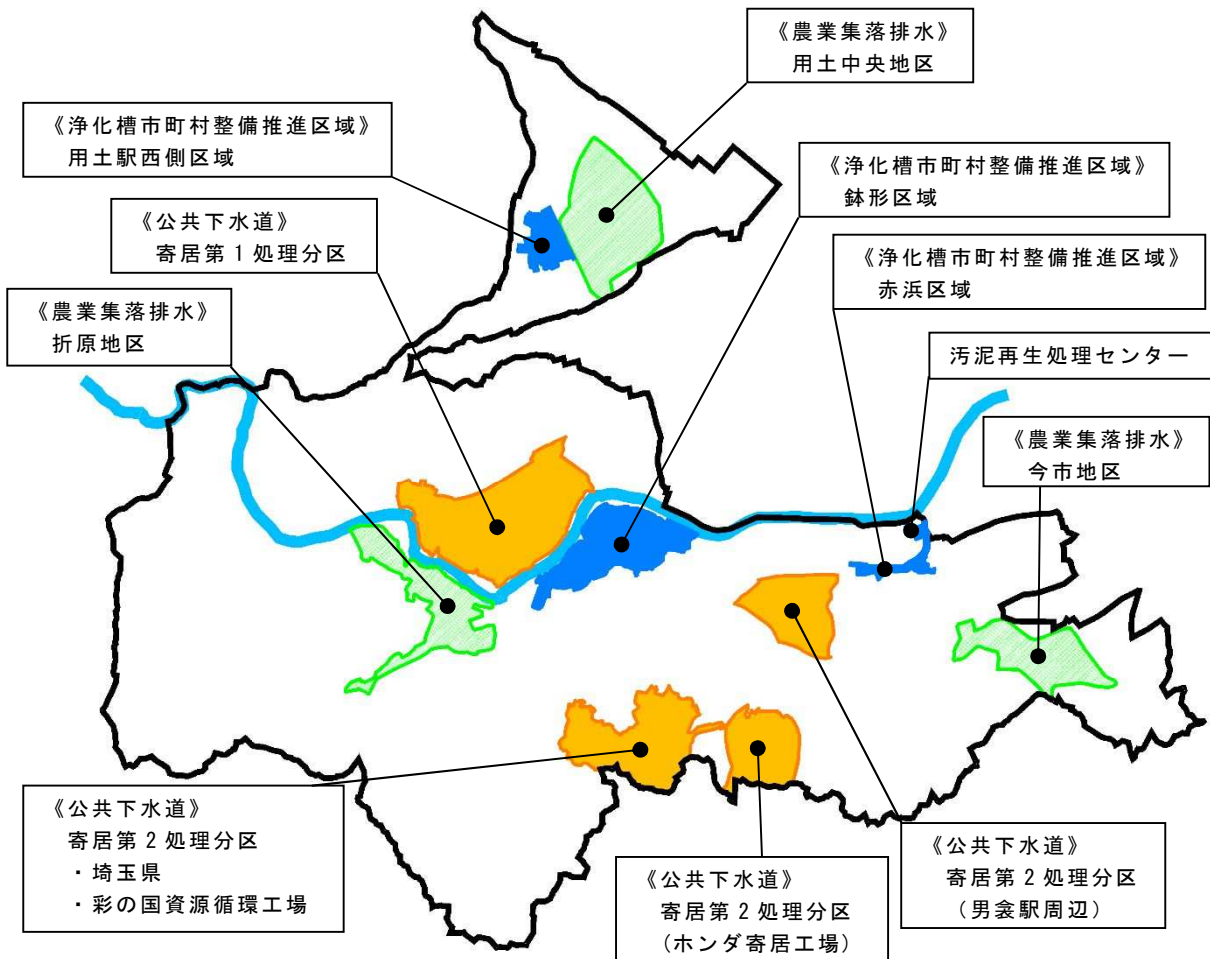
寄 居 町

# 1 総論

本町は、豊かな山地と清らかな流れの荒川を擁し、恵まれた自然環境の中にあります。この風光明媚な環境下で「名水百選」、「水の郷百選」、「水源の森百選」の認定を受けており、『水の三冠王』として、町内外に知られています。これは町内全域において水に対する意識が高いことのあらわれであると言えます。

近年における本町の人口は、緩やかながらも減少の一途を辿っており、全国的な傾向である少子高齢化が如実にあらわれています。

このような状況の中、国・県においては平成26年から10年程度を目標に各種污水处理施設の整備が概ね完了すること（概成）を目指し、経済性及び効率性を考慮した生活排水処理計画の見直しを進めており、町においてもこの方針に基づき、令和23年度を目標とした生活排水処理基本計画を策定するものです。



※ 公共下水道区域、農業集落排水区域以外は全域合併処理浄化槽区域となっています。

## 2 生活排水処理基本計画について

### 生活排水処理とは

生活排水とは、炊事・洗濯・入浴等、人々の生活により排出される水で、し尿を含んだものを指します。

この生活排水を公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設で処理を行うことを「生活排水処理」と言います。

### 生活排水処理基本計画とは

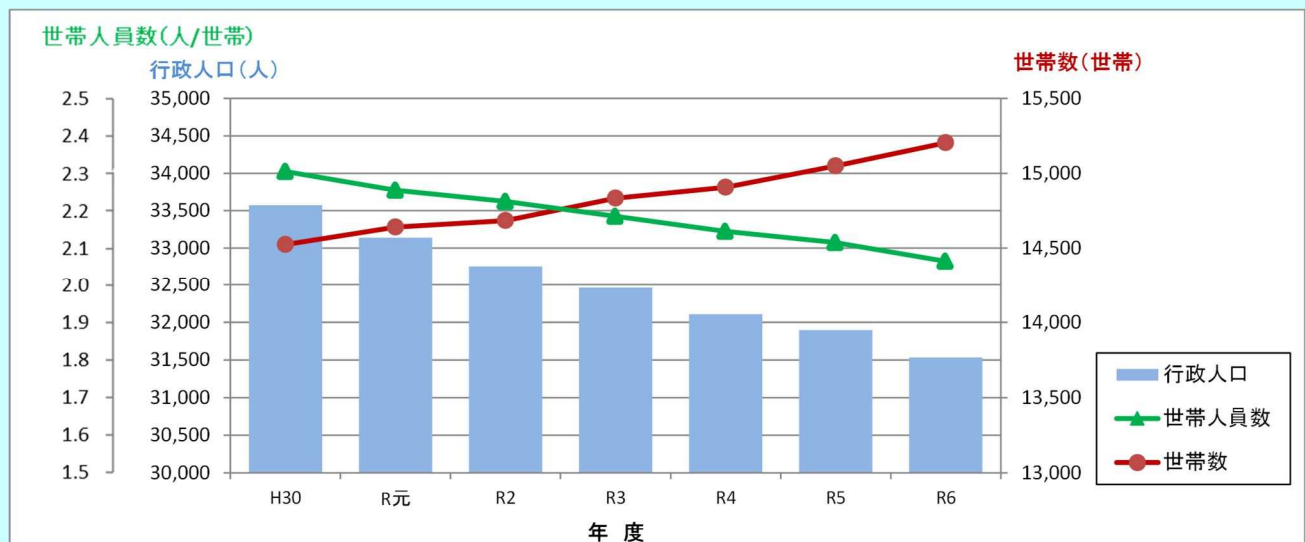
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項に規定された計画で、日々排出される生活排水を、「いつまでに、どのような施設で、どの程度処理していくのか」を取りまとめて行くのが生活排水処理基本計画であり、経済的かつ効率的な処理のあり方を策定するもので、社会情勢等の変化に適宜対応していくために、定期的に見直しが行われます。

なお、本町において前計画は令和7年度を目標年度として、令和2年3月に策定されていましたが、その見直しを行い、令和23年度までに生活排水処理普及率85.9%を目標とした本計画が、令和8年3月に策定されました。

### 町をとりまく状況の変化

近年においては、全国的に人口減少、少子高齢化の傾向にあり、これは本町においても例外ではありません。

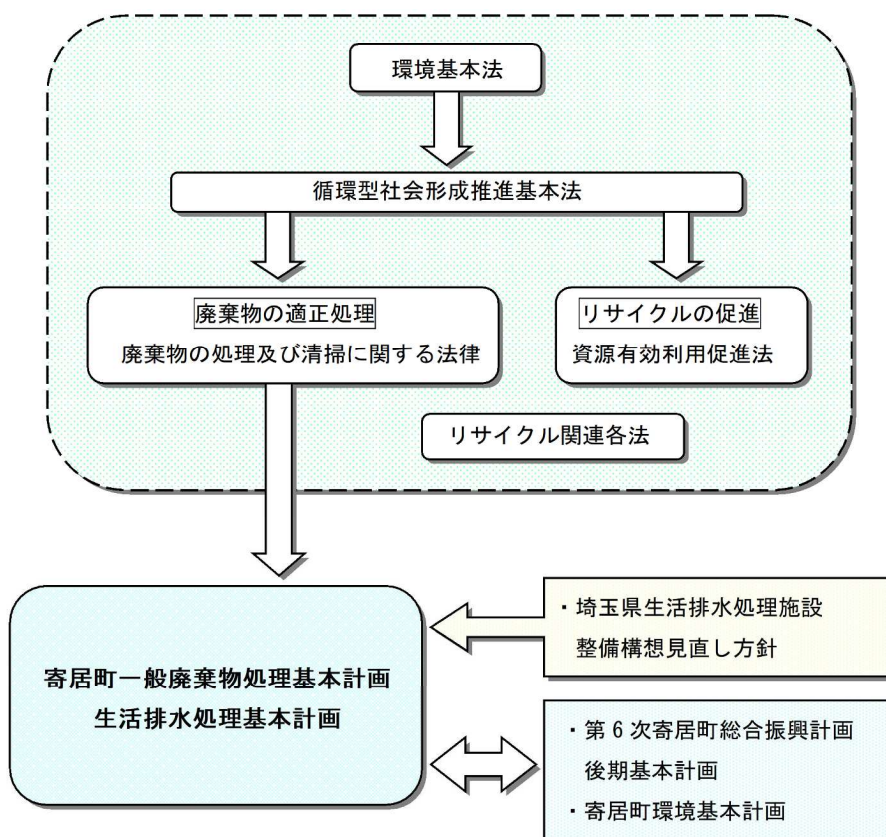
過年度の実績により、行政人口や世帯人員数の減少が顕著に表れており、今後もこの傾向が続いていくことが想定されるため、計画の将来像を動かす大きな要因の一つに挙げられます。



### 3 基本事項

#### (1) 計画策定の位置づけ

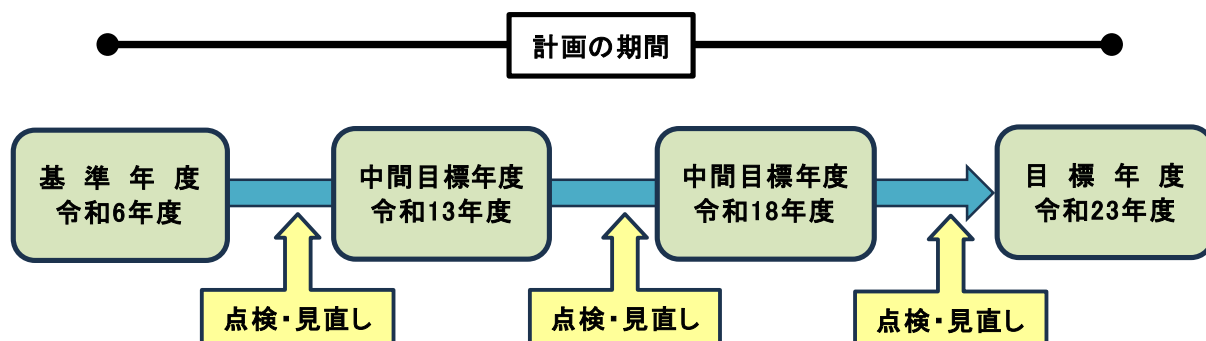
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされており、一般廃棄物処理計画は、ごみ処理及び生活排水処理に関する2つの計画で構成されていることから、ここでは生活排水処理に関する計画を取りまとめるものとし、生活排水及びし尿・汚泥処理の経済的かつ効率的なあり方を策定します。



#### (2) 計画期間

本計画では基準年度を令和6年度とし、目標年度を令和23年度とします。

また、社会情勢等の変化に適宜対応していくため、計画の点検又は見直しについては定期的に行うものとします。



## 4 生活排水処理計画

### (1) 基本方針

生活排水処理においては、近年の社会・経済情勢の顕著な変化等に応じ、より経済的かつ効率的な生活排水処理の整備を進めることを目的に、以下の4つの基本方針を設けます。

#### 基本方針（生活排水処理）

- ① 公共下水道区域においては、令和7年度までに事業計画区域の整備が完了するため、これからは接続率の向上を図ると共に、マンホールや管路等の適正な維持管理を進めていくほか、広域化・共同化計画の一環として、農業集落排水区域の編入についても検討を行います。
- ② 農業集落排水区域においては、適正な維持管理を進めていくほか、広域化・共同化計画の一環としての公共下水道への接続等、合理的・経済的な方法について研究を行います。
- ③ 浄化槽市町村整備推進区域においては、区域内の町民に対して、制度についての周知・啓発を推進するとともに適正な維持管理を行います。
- ④ 合併処理浄化槽区域については、公共下水道区域、農業集落排水区域以外について整備を行うこととし、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理についての周知啓発を行います。また、浄化槽市町村整備推進事業の区域拡大は導入済み区域の事業進捗を見ながら検討を行います。

### (2) 生活排水処理計画

計画の目標である、令和23年度までに生活排水処理普及率85.9%を達成するために、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、以下のとおり整備を推進していきます。

【処理形態別生活排水処理普及計画人口】

単位：人

	令和6年度 (基準年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (中間目標年度)	令和23年度 (目標年度)
A) 行政人口	31,535	27,829	25,479	23,049
B) 生活排水処理普及人口	25,131	21,792	20,856	19,798
公共下水道	8,917	6,756	7,076	6,747
農業集落排水	2,406	1,948	1,142	1,087
合併処理浄化槽	13,808	13,088	12,638	11,964
単独処理浄化槽	5,713	5,402	4,137	2,909
し尿汲み取り	691	635	486	342
生活排水処理普及率 (%) B/A*100	79.7	78.3	81.9	85.9

※令和13年度の普及率が一旦減少に転じる理由は、公共下水道における令和7年度以降の整備人口・水生化人口を、用途地域内人口に整合させたためである。

# 5 し尿・汚泥の処理計画

## (1) 基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の処理においては、目標年度に向けて処理体制を継続するために、以下の4つの基本方針を設けます。

### 基本方針（し尿・汚泥処理）

- ① し尿及び浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで安全かつ衛生的に処理します。
- ② し尿の収集・運搬については委託体制を継続し、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者による収集・運搬体制を継続します。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥を安全に処理するため施設の適正な維持管理を行います。
- ④ 汚泥再生処理センターについて、下水道放流型への改修による公共下水道への接続手法を早期に検討します。

## (2) し尿・汚泥の処理計画

基本方針に沿って以下のような処理計画をまとめ、実施します。

### 【し尿・汚泥の処理計画】

1) 計画処理区域	寄居町全域
2) 収集・運搬計画	計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。
3) 中間処理計画	汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めます。
4) 最終処分計画	汚泥再生処理センターで発生する汚泥の適正処分に努めます。
5) 公共下水道への接続検討	施設の老朽化による設備の更新を勘案しつつ、公共下水道への接続手法について早期に検討します。

### 【汚泥再生処理センターから発生する最終処分物量の推定値】

年度	し尿 処理量(総量) (kℓ/年)	浄化槽汚泥 処理量(総量) (kℓ/年)	処理量計 (総量) (kℓ/年)
令和6年度	1,470.60	15,028.25	16,498.85
令和13年度	1,044.19	14,078.80	15,122.99
令和18年度	820.16	13,346.80	14,166.96
令和23年度	644.19	12,639.20	13,283.39

## 6 生活排水処理の推進

### (1) 広報・啓発活動

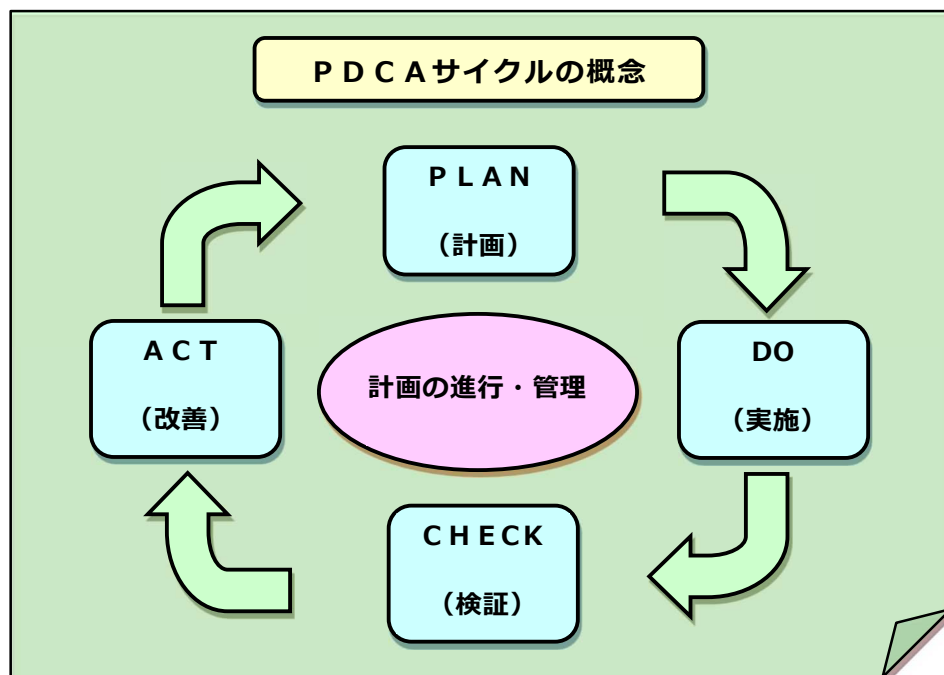
快適な生活環境の確保と水環境の保全のため、町民・事業者などの協力を求めていく必要があることから、広報誌、ホームページによる周知啓発活動等を行います。

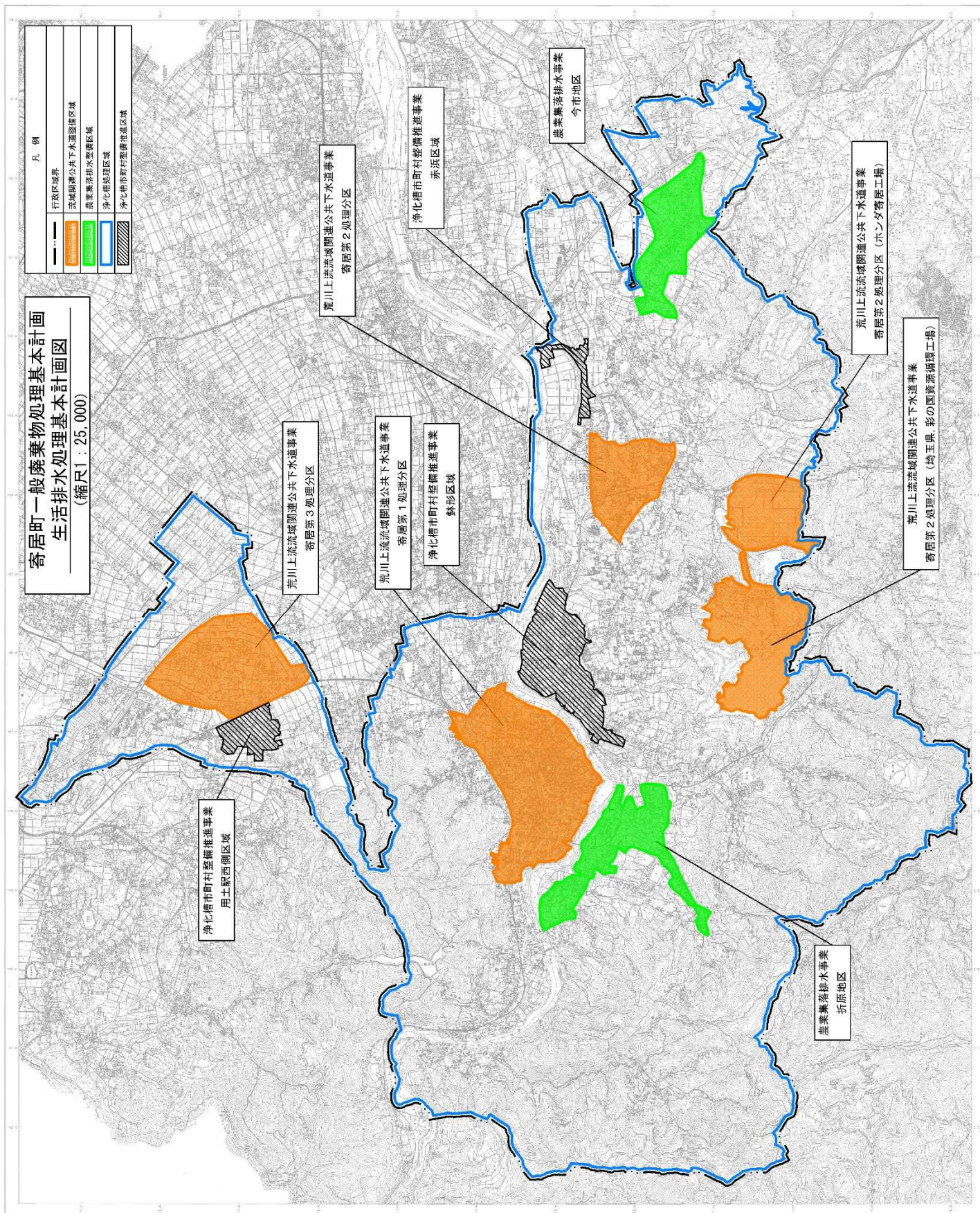
### (2) 計画の進行・管理

本計画の進行・管理は、P D C Aサイクルに基づき行います。

現在取り組んでいる生活排水処理事業が、どのような状況に置かれているかを検証し、必要に応じて改善を行うことで計画の質の向上を目指します。

計画の進行・管理	
PLAN	計画 → 生活排水処理基本計画
DO	実施 → 生活排水処理に係る事業の実施
CHECK	検証 → 社会情勢等の変化に対応可能かを確認
ACT	改善 → 必要があれば見直し





寄居町一般廃棄物処理基本計画  
生活排水処理基本計画  
概要版  
(令和8年3月策定)

発行・編集：寄居町生活環境エコタウン課  
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1  
TEL：048-581-2121  
E mail：seikan@town.yorii.saitama.jp